

## 割賦販売契約約款

### 第1条（約款の適用）

この割賦販売契約約款（以下、「本約款」という。）は、購入者が、株式会社IDOM CaaS Technology（以下、「当社」という。）から、当社が自ら所有し、または所有者から売買を行う正当な権限を得ている中古自動車（以下、「本車両」という。）を、割賦の方法で購入する場合に、その売買契約、それに付随する車検・整備・特別仕様・付属品等に要する費用、及び関連する役務の提供について、その内容を定めるものです（購入者と当社との間の本約款に基づく契約を、以下、「本契約」という。）。なお、当社が所有者から正当な権限を得て本車両を売り渡した場合は、本約款中、本車両の所有権が当社にあることを前提とした規定については、当社に所有権があるものとみなして適用されるものとします。

### 第2条（本契約の申込み方法及び承諾）

1. 購入者は、本契約の申込み（以下「本申込」という。）をするときは、本約款に同意のうえ、本書表面記載の「注文書」に定める本車両を、本書記載の条件で購入する意思を示し、当社が定める所定の申込手続を行うものとします。
2. 前項の場合において、購入者は、当社が申込内容を確認するための書類が必要と判断する場合、当該書類の提出に協力するものとします。
3. 当社は、次の場合には本契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本約款を遵守することに合意しない場合（第4条第1項の本申込金を支払わない場合を含みます。）
  - (2) 満20歳未満の場合
  - (3) 法律行為を行う能力を有しない場合
  - (4) 運転免許を取得していない場合（法人の場合は除く）
  - (5) 過去に本約款もしくは当社の提供する他のサービスの規約に違反し、または、当社の提供する他のサービスに関する契約を解除された場合
  - (6) 購入者が分割支払金の支払を現に怠り、または怠るおそれがある場合
  - (7) 虚偽の事実と認識しながら本申込みをした場合
  - (8) 反復継続して自動車の販売、購入、輸入、輸出または貸し渡しを行う場合
  - (9) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している場合
  - (10) その他、承諾することが相当ではないと当社が判断した場合
4. 当社は、承諾しなかった場合であっても、その理由を購入者に通知いたしません。
5. 購入者は、当社が承諾しなかったことに対し、異議を述べることはできません。

### 第3条（本契約の成立）

本契約は、購入者が第2条第1項記載の本申込手続をし、当社が、当社が定める所定の手続きをもって購入者へ承諾の旨を通知した時をもって成立するものとします。但し、当社が承諾しない場合もその旨が購入者に通知されるものとします。

#### 第4条（申込金）

1. 購入者は、本申込までに、もしくは別途当社が指定する期限まで、第6条に定める分割支払金のうち第1回及び第2回の2回分の合計に相当する額に、当社が別途指定する初期費用（運搬費等を含む）を加えた申込金（以下「本申込金」）を支払うものとします。購入者が当該期限までに申込金を支払わない場合、当社は、購入者に対する債務の履行を拒絶することができます。
2. 本申込金の一部は、本契約成立後、購入者が当社に支払うべき第6条に定める分割支払金のうち第1回分及び第2回分にそれぞれ充当されます。なお、本申込金は手付ではないものとし、購入者は、本件申込金を破棄して本契約を解除することができません。
3. 本契約の解除その他の事由により本申込金が返還される場合、当社は、利息等を付けずに返還するものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由により本契約が解除される場合には、この限りではありません。

#### 第5条（注文に応じられない場合）

当社が購入者の申込みに応じられないと判断した場合、当社は申込を拒絶することができ、契約は不成立となります。この場合、当社は、購入者に、当社が購入者から注文までに受領した注文書及び本申込金を（申込金については第4条第3項に従い）返還するものとします。

#### 第6条（分割支払金の支払方法）

1. 購入者は、別途当社が指定する場合を除き、本書表面記載の分割支払金その他本契約に基づいて生じる当社に対する金銭の支払義務の全部（損害賠償を含みます。）を、当社の指定する口座振替（毎月 27日。金融機関の休業日である場合は、その翌営業日）によって支払う方法（口座振替が実施できなかった場合は、当社の請求に基づいて振込によって支払う方法を含みます。この場合、口座振替手数料及び振込手数料は購入者が負担するものとします。）により履行することについて合意します。ただし、申込金については、当社の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払うものとします。なお、当該口座振替による支払は、第7条の納車日の属する月の翌月から開始されるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、購入者は、当社の承諾があるときに限り、前項に定める方法以外の方法によってその履行をすることができるものとします。

#### 第7条（本車両の引渡し）

1. 当社は、本車両の登録手続完了後（修理等のある場合には、その終了時に）、購入者の債務の履行がすべて完了したことを確認した上で、両者で合意した時期までに購入者に本車両を引き渡すものとします（引き渡された日を、以下「納車日」という。）。
2. 本車両は、原則として当社の営業時間内に当社の運営する営業所または当社の指定する場所において納車するものとします。ただし、天災事変、不可抗力その他当社の責

に帰さない本車両の納車の遅延については、購入者は、損害賠償の請求その他異議を述べる事ができないものとします。

#### 第8条（本車両のキャンセル）

1. 購入者が訪問販売等を含めた販売で本車両を購入することの本申込を行った場合であっても、購入者は、クーリングオフ（※）を行うことができません。  
※無条件での申込の撤回（既に契約が成立しているときは契約の解除。）を行うことを指します。
2. 前項にかかわらず、購入者は、契約日の翌日までに当社に申し出ることにより、何ら負担なく本契約を解除することができます。
3. 購入者は、前項の期間経過後でも、第7条（本車両の引渡し）に従い本車両が引き渡されるまでの間は、当社において本契約を履行するために要したものと定めて定める費用を支払うことにより、本契約を解除することができるものとします。
4. 購入者が既に支払金額の全部又は一部を当社に支払っている場合（本申込金を含む。）、当社は、前項の費用を予め差し引いて、その残額を購入者に返金することができるものとします。
5. 本車両の引渡し後は、購入者都合の本契約の解約はできません。

#### 第9条（費用の負担）

1. 購入者は、本車両の割賦販売代金の他に、表記の付帯費用欄に記入された付帯費用を当社に支払うものとします。なお、本申込時点において、表記の付帯費用欄記載の各公租公課等（次項第13号に定義）の具体的な金額を算定することができない場合、当社は、当該金額の算定が可能になった後、購入者にその内容を通知するものとします。
2. 前項及び本約款で別途定めるもののほか、購入者は、本契約に関して、以下の実費相当額を負担するものとします。
  - (1) 車両の受け渡し場所が離島または遠隔地として当社が定めた地域であるときは、表記の納車費用の他に、受け渡し場所までの輸送に要する費用として当社が定めた費用
  - (2) ヤードに車を戻す運搬費、車検証上の使用者を当社に変更する事務手数料
  - (3) 検査・登録のため運輸支局もしくは事務所へ車両の持込を行うときは、検査・登録手続き代行費用及び持込費用
  - (4) 支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続きにかかった実費相当額、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付にかかった実費相当額
  - (5) 自賠責保険料、点検車検等にかかる費用
  - (6) 消耗品などのメンテナンス費用
  - (7) ガソリン代、駐車場代その他の本車両の使用に際して必要な費用
  - (8) 所有権解除手続きにかかる事務手数料
  - (9) 第33条のGPS装置等の取り外し費用

- (10) 当社と購入者で別途合意した各種オプション費用
- (11) 分割支払金の支払遅滞等で購入者の責に帰すべき事由により、当社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問にかかった実費相当額（人件費相当額を含む）として当社が定めた費用
- (12) 当社が購入者に対し、書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用
- (13) 購入者が当社に支払う費用等について自動車税（種別割）等の本車両に係る公租公課（自賠責保険料や消費税等も含む。以下「公租公課等」という。）が課せられる場合、又は公租公課等が変更される場合は、当該公租公課等の相当額又は当該増額分（なお、納付済みの公租公課等がある場合は、本契約書表面に記載された額に対する未経過分相当額）
- (14) 購入者が当社に対し本契約に係る債務についての証明書等の請求を行う場合は1件につき、郵送等の発行にかかった実費
- (15) 民法第458条の2により本契約に関する情報開示を請求する場合、購入者より委任された代理人または購入者の法定代理人が本契約に関する情報開示を請求する場合は、開示にかかった実費相当額

#### 第10条（契約書類・下取書類の引き渡し）

購入者は、契約書類・第16条第1項の下取契約に係る下取書類（同条項の下取車がある場合に限る）を、契約締結日までに当社に交付するものとします。

#### 第11条（所有権留保に伴う特約事項）

1. 購入者は、本契約上の購入者の債務が完済されるまで、本車両の所有権が当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。
  - (1) 善良なる管理者の注意をもって本車両を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと
  - (2) 本車両の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、遅滞なくその旨を当社に連絡するとともに、当社が所有していることを主張証明してその排除に努めること
  - (3) 当社が必要と認める場合、購入者への通知なく、車検証を取得（電子的取得を含める）することに同意すること
  - (4) 当社の承諾なくして、本車両の保管場所を変更せず、また、本車両の改造、毀損等現状を変更しないこと
2. 購入者は、予め、本契約上の購入者の分割支払金債務が完済されたときの本車両の登録上の所有者名義の変更手続事務の代行を当社に委託し、債務の完済後直ちに当該手続の必要書類を当社に交付するものとします。
3. 前項にかかわらず、当社は、前項の本車両の登録上の所有者名義の変更手続を購入者が自ら遂行することを認め、当該手続に協力することができるものとします。この場合、購入者は、当該所有者名義を、購入者またはその指定する者に、債務の完済後60日以内に変更するものとします。

4. 名義変更手続きの際に生じる陸送費、事務代行手続費用、その他前項の名義変更に必要な一切の費用については、当社が定める基準に従い、購入者が負担するものとします。
5. 第2項及び第3項にかかわらず、本契約上の購入者の分割支払金債務が完済された時点において、購入者が当社に対し他の債務（第33条第3項に定めるGPS装置等の取り外しへの協力を含みます。）を負担し、かつその履行を遅滞していた場合、当社は遅滞中の当該債務が履行されるまで所有者名義の変更を拒むことができるものとします。

#### 第12条（本車両の確認義務）

購入者は、本車両の納車を受けたとき、本車両が装備・外観その他全ての点について、当社が購入者に対して開示した車両状態に相違ないことを確認し、当社所定の引渡し確認書に署名の上、当社に交付するものとします。この確認後は、確認事項について、当社に何らの請求もできないものとします。

#### 第13条（中古自動車の性質等）

購入者は、中古自動車の性質上、前所有者・使用者の使用態様、時間の経過等によって、本車両に相応の物的・機能的損耗（自然損耗）があることを予め承諾します。また、次の各号に掲げるものは、本契約において本車両が備えるべき種類又は品質の内容には含まれません。

- （1）本契約書表面に予め記載されたもの
- （2）その他の当社がプライスボードや特定の車両状態を表示した別途提示する書面（整備明細書に記載された情報も含む）に予め記載されたもの
- （3）比較的軽微な傷、へこみ

ただし、保証書が添付されている場合には、その範囲で保証が受けられるものとします。

#### 第14条（契約不適合責任等）

1. 本車両の納車後1年以内に、購入者が本車両に契約内容に適合しない不具合を発見し、かつ当社に対してその旨を通知した場合、当社は、保証書が添付されている場合には、その範囲での保証対応をし、それ以外の場合には、当社の任意の方法で、当該不具合の修補・代替車両との交換・代金の一部ないし全部の返還のいずれかの対応をします。ただし、第12条の確認事項及び前条の承諾事項並びに同条各号に該当する不具合については、この限りではありません。
2. 購入者は、前項の対応について、第15条第2項の修理保証サービスの保証を受けることができる場合、当該保証サービスの利用に必要な手続をするものとします。
3. 当社は、第1項の不適合について、購入者に対して損害賠償責任を負わないものとします。
4. 当社は、故意又は重大な過失がある場合を除き、本契約の違反について、本車両の割賦販売代金額を上限として損害賠償責任を負うものとします。

5. 本契約の締結の前に当社が見本、カタログ等により購入者に対し提示した本契約の内容と本車両が相違している場合には、購入者は本契約を解除することができるものとします。

#### 第15条（本車両の滅失・毀損の場合の責任）

1. 購入者は、本車両の納車後、本契約上の債務の完済までに、本車両が火災、風水害、盗難、自動車事故等により滅失・毀損したときは、速やかに当社に通知するとともに購入者の債務の履行を継続するものとします。
2. 購入者は、本契約上の債務の完済までの間、保証料の負担なく、当社が指定する、第三者の業者が提供する修理保証サービスに加入することができるものとします。

#### 第16条（自動車の下取と担保責任、再査定）

1. 購入者は、本書表面記載の下取自動車（以下、「下取車」という。）を、本書表面記載の価格で当社に譲渡し、当該譲渡代金と本車両の売買代金とを、対等額で相殺します（以下、下取車に関する譲渡契約を「下取契約」という。なお、購入者が購入する車両に関する売買契約と下取契約は別個の契約となります。）。購入者は、下取車について抵当権、賃借権、差押、租税滞納処分などの負担が一切ないことを保証し、万一、負担が生じた場合には自己の責任で処理するものとします。
2. 購入者が当社に下取車を引き渡すまでの間に、下取車の状態に変化が生じた場合は、当社と購入者で下取価格を再協議するものとし、両者で十分な協議を行っても、なお合意に至らない場合は、当社は購入者に通知して、下取契約の解除もしくは損害賠償の請求ができるものとします。
3. 本契約と下取契約は、その有効性及条件・内容について相互に影響を与えないものとし、下取契約が成立せず、解除その他の理由で効力を失い、その他買取契約について何らかの紛争が生じた場合でも、本契約が無効とされ、取消され、解除され又は変更されることはありません。
4. 下取契約が解除された場合、購入者は本車両の売買代金全額（下取車の価格が控除される前の車両代金をいいます。）を支払うものとします。当社が下取契約を解除せずに、購入者に損害賠償を請求する場合は、当社はオートオークション会場での売却価格等に基づき下取車両の資産価値を確定させたいうで、当社の損害額を算定して損害の賠償を請求するものとします。

#### 第17条（下取車引渡し時期と引取り費用）

購入者は、下取車を、本車両の納車を受けるのと同時に当社に引き渡すものとします。本車両の納車と同時に下取車両の引渡しができない場合、または、下取車が自走不能の場合には、購入者は、下取車の引取りに要する費用を当社に支払うものとします。

#### 第18条（下取車の自賠償保険料と自動車税（種別割））

下取車の自賠責保険の未経過期間に対する解約による返還保険料については、保険会社の定める『自動車損害賠償責任保険 解約保険料表』によるものとします。ただし、1,000円未満は四捨五入します。また、未経過月数は満月数とし、2ヶ月分差し引いたものとします。なお、下取車の納付済み自動車税（種別割）の期日未経過分は、下取車の引渡し及び登録名義変更手続き完了の翌月分から、月割りで算出されるものとします。

#### 第19条(期限の利益喪失)

1. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約上の債務について期限の利益を失い、直ちに残債務を履行するものとします。
  - (1) 支払期日に分割支払金の支払を一度でも遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その指定期間内に支払わなかったとき
  - (2) 本契約に違反し、当社から14日以上相当な期間を定めてその是正を催告されたにもかかわらず、その指定期間内に当該違反を是正しなかったとき
  - (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき
  - (4) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたとき
  - (5) 破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたとき
  - (6) 本車両（権利も含む。以下同じ）の質入、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
  - (7) 当社の事前の書面による許可を得ることなく第33条のGPS装置等を取り外したとき
  - (8) GPS装置等の故障等により正常な稼働が確認できない場合において、当社が購入者に対して修理または交換を行うことを請求し、当該請求日から30日間が経過したにもかかわらず、購入者がGPS装置等の修理または交換を怠ったことにより引き続きGPS装置等の正常な稼働が確認できないとき
2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約上の債務について期限の利益を失い、直ちに残債務を履行するものとします。
  - (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
  - (2) その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。
3. 購入者が本条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき本車両を引取ることができます。
4. 購入者は、当社が前項により本車両を引取ったときは、双方協議の上で決定した相当な価格をもって本契約上の債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは購入者及び当社の間で直ちに清算するものとします。

#### 第20条(遅延損害金)

1. 購入者は、分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し法定利率の割合による遅延損害金を支払うものとします。
2. 購入者は、分割支払金債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、本商品の割賦販売価格から既に支払われた分割支払

金の合計額を控除して得た残金全額に対し、法定利率の割合による遅延損害金を支払うものとします。

3. 購入者は、本契約に基づく分割支払金以外の債務の履行を遅滞したときは、履行期限の日の翌日から支払済みまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第21条（契約の解除）

1. 当社は、購入者が本契約の各条項に違反し、14日以上を定めて当該期間内にその是正を催告したにもかかわらず（但し、分割支払金の支払遅延については、20日以上を定め、書面により催告した場合に限る。）、当該違反が当該期間内に是正されない場合、本契約を解除することができます。
2. 当社は、購入者に以下の事由がある場合、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
  - ① 27条に定める反社会的勢力（暴力団、暴力団員、その他これらに準ずるものをいう。）に該当することが判明したとき
  - ② 第19条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当したとき
  - ③ その他、本契約を維持しがたい重大な事由が購入者にあったとき
3. 本契約が解除された場合、購入者は、本契約の解除日から7日以内に当社又は当社が指定する者に対し本車両（本車両の鍵その他引き渡しを受けた際の付属物一切を含む。）を引き渡すことで返還するものとし、かつ、本車両の通常の使用料の額（本車両の割賦販売代金額に相当する額から本車両の返還された時における価額（当社が定める相当な算定基準に基づく計算又は一般財団法人日本自動車査定協会の評価、当社と購入者の協議その他の合理的な方法で決定するものとする。）を控除した額が通常の使用料の額に相当する額を超えるときは、その額）を支払わなければならないものとし、本契約の解除の時点で既に本車両の登録手続きが完了している場合、購入者は、本契約の解除日から7日以内に、当社に対し、本車両の登録手続きに必要な書類を提出しなければならないものとします。但し、本車両の滅失その他の事由により、購入者が本車両を返還できない場合、購入者は、割賦販売代金全額を当社に支払うものとします。
4. 購入者は、第3項に基づく本車両の引渡しに要する作業の実施を、当社が第三者に委託することについて予め同意するものとします。購入者は、第3項に基づく本車両の引渡しにおいて、当社が第三者に委託した場合、当該第三者の指示に従うものとし、一切の異議申立てを行わないものとします。
5. 第3項の解除が購入者の責めに帰すべき事由による場合、購入者は、前2項の本車両の返還費用及び本車両の登録手続きの費用を負担するものとします。購入者が本契約を解除した場合でも、第3項に従い期限までに本車両又は登録手続きに必要な書類が当社に引き渡されないときは、当社が別段の意思を表示した場合を除き、購入者による解除はその効力を有しないものとします。
6. 支払金額の変更等により、本車両について、両者の間に新たな売買契約書が作成された場合、本契約は当該変更部分について変更されたものとみなします。

## 第22条（残置物等の処置）

1. 購入者は、本契約の解除その他の事由により本車両を当社に返却する場合（当社が引き取りをする場合を含む。）、本車両に残置物がない状態で返却するものとします。なお、返却後の本車両に残置物がある場合、当社は購入者が当該残置物について所有権及び占有権を放棄したものとみなすことができ、当該残置物を任意に破棄・売却その他の処分をすることができます。
2. 当社が本車両の返却を受ける際に、カーナビゲーション、ドライブレコーダー等の情報記録機能を有する機器（以下「情報機器」という。）が装備された状態のままである場合には、購入者の費用と責任において当該情報機器の初期化等を行わなければなりません。
3. 購入者が本車両内に物品等を残置したこと又は情報機器の初期化等を怠ったことにより、当該残置物又は当該情報機器に記載・記録された情報が第三者に提供され、購入者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

## 第23条（車両の預かり）

購入者は、分割支払金の支払を遅滞し、当社より本車両の一時預かりを要求されたときは、当社の指示に従い、直ちに本車両を当社に引き渡します。ただし、引渡しの際にかかる費用に関しては、購入者が負担するものとします。

## 第24条（早期一括返済）

購入者は、当社に申し出て、分割支払金を支払期限前に一括して完済することができるものとします。この場合、購入者は、当社が指定する日までに、分割支払金の残額の全額及び当社が所有権留保を解除するために必要な費用を、当社が指定する方法で支払い、当社は、第11条（所有権留保に伴う特約事項）の定めに従い、所有権留保の解除手続きを行い、購入者はこれに協力するものとします。

## 第25条（届け出）

1. 購入者は、氏名、住所、電話番号等を変更した場合は、速やかに当社に通知するものとします。
2. 購入者は前項の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の住所変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合は、この限りではないものとします。

## 第26条（弁済の充当）

本契約に基づく購入者の弁済について、当社は適当と認める順序及び方法により充当することができるものとし、購入者はその充当に対して異議を述べません。

## 第27条（反社会的勢力の排除）

1. 購入者は、自らが現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。
  - （1）暴力団。
  - （2）暴力団員。
  - （3）暴力団の準構成員。
  - （4）暴力団関係企業。
  - （5）総会屋等。
  - （6）社会運動等標榜ゴロ。
  - （7）特殊知能暴力団等。
  - （8）その他前各号に準ずる者。
2. 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - （1）暴力的な要求行為。
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
  - （5）その他前各号に準ずる行為。
3. 購入者は、本条1項及び2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は購入者に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、購入者は当社に対して、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
4. 購入者が、本条1項又は2項のいずれかに該当し、又は本条1項又は2項の規定に基づいた確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との本契約を継続することが不適切である場合には、購入者は、当社の通知又は、請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、当社に損害が生じた場合は購入者が賠償するものとします。
5. 前項の規定により本契約を解除した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

## 第28条（住民票取得の同意）

購入者は、本申込に係る審査のため、又は、債権管理のために当社が必要と認めた場合に、当社が購入者の住民票等を取得し利用することに同意し、取得に必要な協力をするものとします。

## 第29条（割賦債権の譲渡及び移転）

当社は、購入者に対する本契約に基づく債権（本車両に対する留保された所有権を含む）を、購入者に事前に通知のうえ、第三者に譲渡すること、または、同債権が執行手続きにより第三者に移転することがあります。この場合、購入者は、当社が、当該債権を譲渡すること、及び、購入者の個人情報を譲渡先ないし移転先に提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

#### 第30条（権利義務等の移転の禁止）

購入者は、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、または、その権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは引き受けさせることはできないものとします。

#### 第31条（可分）

本約款のいずれかの条項またはその一部が消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該条項または当該一部以外の本約款の条項の効力に影響を与えないものとします。

#### 第32条（個人情報の取扱い）

当社は、購入者から提供を受けた個人情報その他の情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）および当社のプライバシーポリシー、本約款にしたがって管理しまたは使用します。

#### 第33条（位置情報の取得）

1. 当社は、本車両に設置した電子機器（以下「GPS装置等」といいます。）を通じて、必要に応じ、本車両の位置、走行距離、急発進および急停止並びに本車両に生じた衝撃その他の情報（以下「位置情報等」といいます。）を取得し、本車両の管理、本約款に基づく権利の行使および当社のプライバシーポリシーに記載した目的に利用する場合がありますものとし、購入者はこれに同意するものとします。また、購入者は、当社所定のGPS装置等に関する同意書記載の事項に同意のうえそれを遵守するものとします。
2. 購入者は、所有権移転手続きが完了するまでの間、当社の承諾を得ることなく、GPS装置等が設置された本車両から、当該GPS装置を取り外す等、当社が位置情報等を取得することを困難にする一切の行為をしてはならないものとします。
3. 当社は、本契約上の購入者の他の債務が完済された場合、速やかに、GPS装置を本車両から取り外すものとし、購入者は、取り外しに必要な協力をするものとします。

#### 第34条（当社に変更が生じた場合）

当社に、商号の変更、本店所在場所の変更、または、合併、会社分割もしくは事業譲渡その他の事由による自動車の所有権移転が発生し、道路運送車両法に基づく変更登録または移

転登録を行う必要が生じたときは、購入者は、これを承諾し、かつ、当社の行うこれらの手続きに協力するものとします。

#### 第35条（合意管轄裁判所）

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第36条（秘密保持）

購入者は、契約日後5年間、本契約の締結又は履行に関連して知り得た当社の業務上の秘密を第三者に開示、漏洩してはなりません。

#### 第37条（存続条項）

第8条第4項、第9条、第12条ないし第19条、第21条第3項及び第4項、第22条、第26条、第27条第3項ないし第5項、第28条ないし第32条、第33条第1項、第35条、第36条の定めは、本契約が終了した後も、その効力を有するものとします。

#### 第38条（誠実協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の定め解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

#### 第39条（約款等の変更）

当社は、本約款を変更することができます。本約款を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

#### 【本契約に関するご相談先】

相談先名：株式会社 IDOM CaaS Technology（お問い合わせ総合窓口）

住所：東京都渋谷区神南一丁目 19 番 4 号

電話番号：0120-355-018

電子メールアドレス：norel-info@ict.inc

2024年9月27日 制定

2024年12月19日 改訂

2024年12月24日 改訂

2026年2月28日 改訂